



**新園舎の名称が「つばきこども園」に決まりました**  
12月13日（月）に開園します **問 子育て応援課 ☎ 43-9024**

12月13日（月）に開園します

子育て応援課 ☎ 43-9024



新園舎「つばきこども園」

### 選考会の投票結果（1人1票で投票）

名称候補	票数
つばきこども園	7
かやこども園	2
まめっ子こども園	1
大江山こども園	0
かやツバキこども園	0
ひまわりこども園	0
ひよしがおかこども園	0
よさの大江山こども園	0
よさのこども園	0
よつばこども園	0



## 災害時における障害者の避難行動のあり方を考える

令和2年度防災訓練アンケート結果報告

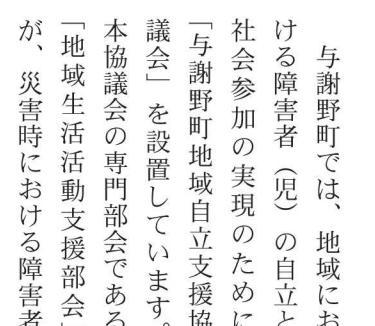
福祉課 ☎ 43-9021

## 【令和2年度】与謝野町防災訓練に関するアンケート結果

- 対象者 町内在住の障害者 785人  
※ 身体障害者手帳4～6級の方および施設入所者を除く
  - 調査項目 障害者の避難方法や避難場所等に関する事（全16項目）
  - 回答方法 持参、郵送、インターネット回答
  - 回答数（率） 310件（39%）

## 【アンケート集計結果の概要】

「不便なことはありましたか」という質問に「避難したことがないためわからない」という回答が多く、実際に避難所に避難した人は全回答数の30%以下でした。避難しない理由は「避難するほどの大災害ではない」が最も多く、他に「避難所の設備や環境が整っていない」「支援者がいない」などの回答がありました。災害はいつ発生するかわかりません。災害が発生する前に多くの人に避難を体験してもらい、障害のある方を含むすべての避難者にとっての「避難のあり方」を考える必要があります。なお、集計結果の詳細は、町公式ホームページで公表しています。



の避難の行動のあり方を考えることを目的に、令和2年度に行つた「与謝野町防災訓練（令和2年10月18日実施）」に関するアンケートを実施しましたので、その結果をお知らせします。

国民健康保険の適正化にご協力ください

問 保健課 ☎ 43-9022

国民健康保険（国保）は、万が一の病気やケガのときに安心してお医者さんにかかることができるよう、みんなでお金を出し合いで助け合うという制度です。しかし医療費の増加により厳しい財政運営となつており、適正な国保運営

**国保への加入・脱退の届出は忘れず**

- **国保に加入するとき**
  - ・ 他市町村から転入した
  - ・ 職場の健康保険をやめた（または被扶養者からはずれた）
  - ・ 子どもが生まれた
  - ・ 生活保護を受けなくなつた
  - ・ 他市町村へ転出した
  - **国保を脱退するとき**
    - ・ 職場の健康保険に加入した（または被扶養者になつた）
    - ・ 死亡した
    - ・ 生活保護を受けることになつた
    - ・ 住所、氏名、世帯主が変わつた
    - ・ 就学のため他市町村へ転出する

【社会保険等の被扶養者になれない?】  
お子さんが職場の健康保険に加入し、その世帯に同居する方の収入が一定額以下であれば、お子さんの健康保険の被扶養者となります。

んの健康保険の被扶養者となるた  
とができる場合があります。この  
場合、お子さんの保険料が増える  
ことなく国保喪失により国保税も  
かからないため、こうした例に該  
当しないかご確認ください。なお  
職場の健康保険の加入条件につい  
ては、勤め先または加入している  
健康保険の保険者へ問い合わせく  
ださい。

※後期高齢者医療制度に加入して  
いる方は該当しません

【会社を退職し国保に加入するときは?】  
資格喪失日がわかる書類が必要になります。退職した事業所から「資格喪失証明書」を受け取つてください

二 医療費の適正化にご協力を  
負担してもらう必要があります。  
しかし、早期の治療優先のため一  
旦保険の使用を認めており、後日  
国保から加害者に請求します。

- ・ 保険証が使える場合
- ・ ねん挫、打撲、肉離れ
- ・ 骨折、脱臼の応急手当

▼ 保険証が使える場合

▼ 医師の同意書がある場合に保険証が使える場合

しく施術を受けてください。

**注意してください！**

- 職場の健康保険に加入されたとき等、国保を脱退する届出をしないと、国保の資格が残ったまま保険税が二重にかかります。
  - 転出、職場の健康保険に加入などで国保資格を喪失したら、直ちに使用を中止し保険証を返却してください。  
(資格喪失後に国保の保険証を使って受診したとき、医療費の7割または8割を後日請求する場合があります)